**表３　１９９０年２月（ナミビア）以降、２０１７年４月（タイ）までに新しく制定された各国憲法（１０３か国）の動向（態様）―新しい権利、平和主義・国家緊急事態対処条項等を中心に**

２０１７年４月末日更新

（駒澤大学名誉教授　西　　修）

1. 環境の権利・義務・保護　ネパール、フィジー、パラグアイなど９２か国（８９．３％）
2. プライバシーの権利　ポーランド、ブルガリア、ウクライナなど８６か国（８３．５％）
3. 知る権利　アルバニア、マダガスカル、ボリビアなど５８か国（５６．３％）
4. 家族の保護　カンボジア、タイ、ブータンなど８８か国（８５．４％）
5. 政　党　モロッコ、アルジェリア、アルゼンチンなど９２カ国（８９．３％）
6. 国民投票（憲法改正を含まず）　スイス、フィンランド、エクアドルなど７１か国（６８．９％）
7. **平和主義　東チモール、コソボ、アフガニスタンなど１０１か国（９８．１％）**
8. 憲法裁判所　ルーマニア、モンゴル、スロベニアなど６５か国（６３．１％）
9. **国家緊急事態　スイス、ロシア、フィンランドなど１０３か国（１００％）**

＊多くの国に国防・兵役の義務規定あり。